

令和5年7月18日

南相馬市農業委員会
7月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年7月18日(火) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

係 長 但野 典康

主 事 佐藤 丈樹

主 事 増田 涼

4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 26 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
- 日程第 5 報告第 28 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 82 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 83 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 日程第 8 議案第 84 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 9 議案第 85 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 10 議案第 86 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第 11 議案第 87 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 12 議案第 88 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 13 議案第 89 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第 14 議案第 90 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第 15 議案第 91 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 16 議案第 92 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 17 議案第 93 号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和5年7月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号13番委員、14番委員、15番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。6月16日、福島市で開催された福島県農業会議通常総会に出席いたしました。総会では、令和4年度全国農業新聞表彰を受賞されました、いわき市農業委員会など7団体、情報活動功労者の農業委員など7名の表彰式が行われました。また、令和4年度事業報告及び収支決算の承認など、議案1件、報告3件について審議し、いずれも原案のとおり決定したところです。以上で諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第26号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第6号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第26号専決第6号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。福島地方環境事務所より、東日本大震災に伴う特別措置法に基づく一時使用後の農地について、農地が農業の用に供されている旨等の証明書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第27号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、番号60番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、14番委員にはこの間退席を願います。暫時休議しま

す。

(休議)

議 長 再開します。事務局から番号60番についての報告を求めます

事務局 報告第27号番号60番についてご説明いたします。議案書の15ページになります。今回の案件でございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。
14番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 続きまして、報告第27号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」の残り全部について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第27号の残り全てについてご説明いたします。議案書の5ページから16ページになります。今回69件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第28号「違反転用事案の報告について」を議題といた

します。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第28号についてご説明をいたします。議案書の17ページ、整理番号1番から2番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生日は記載のとおりです。先ず整理番号1番ですが、昭和51年に住宅を建築した頃より、住宅敷地、駐車場、植栽、進入通路として使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したのになります。

続きまして整理番号2番ですが、平成7年8月頃に穀置場として土間コンクリートを打設し使用しております。今般、穀置場を拡大するため、土地調査を行ったところ、必要な転用許可を得ていないことが判明したのになります。以上です。

議長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第6、議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号13番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、渡邊推進委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局から整理番号13番についての説明を求めます。

事務局 議案第82号整理番号13番についてご説明いたします。議案書の20ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第82号整理番号13番について説明いたします。議案書20ページになります。利用権設定が1件になります。今回の議案につきましては、各地区の圃

場整備及び担い手の利用調整となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
渡邊推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第 8 2 号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 2 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 1 8 ページから 2 4 ページ、当日配布議案の 2 ページから 9 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 8 2 号の残り全てについて説明いたします。1 8 ページから 2 4 ページ、当日配布議案の 2 ページから 9 ページになります。事前配布によるものは 5 9 件、当日配付によるものは 5 6 件となり、今回の議案につきましては先程と同様に、各地区の圃場整備及び担い手の利用調整となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 8 3 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号 1 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、1 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休 議)

議 長 再開します。事務局から整理番号 1 番についての説明を求めます。

事務局 議案第 8 3 号整理番号 1 番についてご説明いたします。議案書の 2 6 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を策定するにあたりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 8 3 号整理番号 1 番について説明いたします。本件につきましては、圃場整備地区内の担い手調整の結果、今回提案となったものでございます。本日お渡ししております担い手状況確認資料の 2 2 ページに、今回借り受ける者の経営状況が示されております。年間の農作業従事日数、農業従事者、全体の耕作状況、機械の利用状況は記載のとおりでございます。こちらにおいて、借り受ける者の状況をご確認、ご審議いただければと思います。以上でございます。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
1 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休 議)

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第 8 3 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り全部について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 3 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 2 5 ページから 2 6 ページ、当日配布議案の 1 0 ページから 1 3 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を策定するにあたりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 8 3 号の残り全てについて説明いたします。圃場整備地区内の担い手調整の結果、今回の提案となったものでございます。事前配布によるものが 5 件、本日配付によるものが 1 1 件でございます。担い手の確認要件につきましては、先程の資料の 2 3 ページから 2 8 ページまでとなっておりますので、ご確認、ご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 8 4 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 8 4 号についてご説明いたします。議案書の 2 7 ページから 4 1 ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 8 4 号についてご説明いたします。議案書の 2 7 ページから 4 1 ページになります。小高区下耳谷地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては 3 0 ページからになります。当該規程は、農用地の効

率のかつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、下耳谷地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域におきましては、34ページの区域図のとおりでございます。第4条から第14条までは、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な方策について、記載をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第85号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の42ページから52ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第85号についてご説明いたします。議案書の42ページから52ページをご覧ください。原町区深野地区において、深野北地区の圃場整備事業の完了に伴いまして、当該地区の担い手集積面積が確定しましたので、農用地利用規程の変更にあたり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容については、45ページから記載のとおりでございます。具体的には46ページの規程第10条の担い手の経営面積が、圃場整備事業完了に伴い、確定したことによるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 86号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 86号についてご説明いたします。議案書の 53ページから 62ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するにあたりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3条の 2 第 2項において準用する、同規則第 3条の 2 第 1項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 86号についてご説明いたします。議案書の 54ページから 62ページとなっております。現地案内図等については別冊子となっておりますのでご確認ください。今回の変更申出の提出された内訳につきまして、農用地区域からの除外申出が 5件であります。除外申出の地区の内訳について、鹿島区が 3件、原町区が 2件となっております。個別の事業計画内訳は議案書記載のとおりでございます。変更申出の内容につきまして、農用地区域の除外要件をもとに当該整備計画を変更することとしたところでございます。なお、内容の詳細につきましても、議案書記載のとおりとなっておりますので、ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 87号「農地法第 3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 87号についてご説明いたします。議案書の 63ページから 64ページになります。申請番号 1番から 7番について、詳細については記載のとおりです。なお、調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きますて、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第88号「農地法第4条の規定による許可申請について(市許可分)」を議題といたします。なお、この議案のうち申請番号1番は、議事参与の制限に該当する案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、2番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第88号申請番号1番についてご説明をいたします。議案書の65ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。補足説明は特にございません。以上です。

議 長 続きますて、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第88号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。去る7月8日午前8時頃より、申請者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
2番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 次に、申請番号2番について事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第88号申請番号2番についてご説明をいたします。議案書の65ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。報告第28号整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第88号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第28号整理番号1番の関連案件であります。現地案内図は2ページです。去る7月10日午後4時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は、昭和51年に住宅を建築した頃より、駐車場、庭の植栽、進入通路として使用していますが、今般土地調査を行ったところ、農地であることが判明したという内容であります。今後も現況どおり使用するための転用申請となります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第89号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第89号についてご説明いたします。議案書の66ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、令和4年3月に駐車場、通路、法面を整備する目的で転用許可を受け、造成工事及び事務所建設工事は完了しています。申請地の地盤が軟弱であり、当初予定していた法面では、耐久力が確保できなかったため、周辺にL字コンクリート擁壁を施工しました。また、併用地に建築予定だった事務所の位置を変更したことに伴い、一部が申請地にかかる形となりました。今回事業計画面積が増加し、土地利用計画が変更となったことから、事業計画を変更するものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第89号申請番号1番について調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。去る7月10日午前11時頃より、行政書士立ち会いのもと、現地の確認調査を行いました。事業計画変更の事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしてまいりました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第90号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第90号についてご説明いたします。議案書の67ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第90号申請番号1番について調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る7月10日午前10時頃より、渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。参考までに、渡人の話では、当該地は猿や猪の被害がひどく、農作物は何を作っても食い荒されてしまうとのことでした。調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしており、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第91号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第91号についてご説明いたします。議案書の68ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、報告第28号整理番号2番の追認を得るための案件です。申請番号2番については、事業面積の合計が3,000㎡を超えていることから、令和5年7月4日に開発許可申請が提出されております。農地転用許可日については、開発許可と同日となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願ひます。先ず、申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第91号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。去る7月8日午後1時より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は5ページです。当該地は鹿島区横手地内にあり、報告第28号整理番号2番の関連案件です。営農規模拡大に伴い、堆肥置場の拡張を行うものです。現地調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 議案第91号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。申請内容は記載のとおりです。去る7月12日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第16、議案第92号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第92号についてご説明いたします。議案書の69ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番については、進入路として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び2番について、9番委員。

9番委員 議案第92号申請番号1番及び2番について現地調査の報告をいたします。先ず、申請番号1番について、現地案内図は7ページになります。去る7月10日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

続きまして、議案第92号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページになります。去る7月13日午前11時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。被設定人は現地で約6年間、土砂採取事業を行っていますが、この6年間の間で土砂流出等の事故等は一切ないことを確認しております。また本事業については、来年度をもって事業が完了する予定になっているようです。また事業計画について地元行政区へ報告し、確認をとる

よう指導を行いました。以上、調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。以上、申請番号1番2番について、皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第93号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第93号についてご説明をいたします。議案書の70ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作等により、非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をよろしく願います。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、1番委員から報告を願います。

1番委員 議案第93号について現地調査結果を報告いたします。去る7月6日午後1時30分より、農業委員2名、事務局職員1名の計3名にて現地調査を行いました。まず、申請番号1番についてご報告いたします。現地案内図は9ページです。当該地は原町区上北高平地区にあり、周りが山林に囲まれている土地になっておりました。まず、案内図左下の3箇所につきまして、こちらは竹や葦等の背の高い草や雑木等が生い茂り、既に周りの土地を含めて原野化しており、農地への復旧は困難と判断いたしました。また、案内図上部と右下の箇所につきましては、既に山林の一部と化しており、農地としての現況をとどめておらず、また申請箇所への道も細く、軽トラックや重機の搬入等も困難なことから、復旧は困難とし非農地と判断いたしました。

 次に、申請番号2番についてご報告いたします。現地案内図は10ページです。当該地は原町区押釜地区にあり、震災以降不耕作だったため、草木が生え、また北側に位置する山林等からも、葛などの草木が侵入してきており、原野化してお

